

令和2年度鳥取県公立学校栄養職員（臨時的任用職員）
採用試験募集案内

◆鳥取県教育委員会事務局東部教育局
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地（県東部庁舎4階）
電話：（0857）20-3660 <https://www.pref.tottori.lg.jp/t-kyouiku>

1 申込受付期間・試験日等

受付期間	随時募集しています。 ◆郵送、持参どちらでも申し込みできます。 ◆持参による場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。 （土曜日・日曜日・国民の祝日を除く。）
試験日時	面接試験を随時実施します。 ◆試験日時は相談により決定します。
試験会場	鳥取市立川町六丁目176番地 県東部庁舎
合格者発表日	試験実施日から1週間以内 ◆試験結果は全員に郵送でお知らせします。また、合格者には電話でも連絡します。

2 募集内容及び受験資格

募集する職	学校栄養職員 [臨時的任用職員]
採用予定者数	3人
任用予定期間	採用の日から6ヶ月間 ◆令和3年3月31日までを限度として、1回に限り更新することがあります。
職務内容	・学校給食における栄養管理（献立作成、食材の選定、残食調査） ・学校給食における衛生管理（食中毒・異物混入防止、物資検収等） ・学校給食指導（準備、後片付け、マナー、食事のとり方等）
勤務場所	鳥取市内の学校給食センター

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）栄養士免許を所持している人（採用の日までに当該免許を取得見込みの人を含む）
- （3）パソコン（ワード、エクセル等）の基本的操作が可能な人
- （4）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- （5）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人または採用の日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	100点	個別面接による口述試験

5 勤務条件（予定）

給 料	○月額157,300円～月額186,400円 ◆上記金額は現段階での予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合には、その規定によります。（以下の項目も同様） ◆学校栄養職員の経験年数によって給料月額が異なります。
手 当	○通勤手当 ◆通勤距離片道2km以上の場合に、公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて月額55,000円を限度として支給。自家用車等使用者は、使用距離及び通勤回数に応じて、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給。 ○期末手当・勤勉手当 ◆任用期間によって支給 ○その他条件により住居手当、扶養手当等を支給
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限る
休 暇	○年次有給休暇 任用期間に応じて付与されます。 ○特別休暇等 公民権の行使、忌引などの特別休暇があります。
勤 務 日 及 び 勤 務 時 間	○勤 務 日 毎週日曜日・土曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日 ○勤務時間 午前8時から午後4時30分まで（うち休憩時間：45分） ◆上記勤務日は、公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。 ◆上記勤務時間は、勤務する給食センター等により異なります。また、公務の必要により変更になることがあります。

6 受験申込手続等

提出書類等	(1) 履歴書 1部 ◆ <u>顔写真も添付してください。</u> (2) 栄養士免許証の写し（A4サイズ） (3) <u>試験当日に試験結果通知用封筒（長形3号を使用し、通知先の郵便番号、住所、宛名（氏名）を明記し、84円切手を貼ること）を持参すること</u>
提出先	下記に郵送又は持参してください。 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176番地（県東部庁舎4階） 鳥取県教育委員会事務局東部教育局 電話：(0857)20-3660 ◆郵送される場合は、封筒の表に赤字で「学校栄養臨時的任用職員試験申込書」と記載してください。

◇車椅子の使用等、受験に際して配慮が必要な方は、書類提出時にその旨を申し出てください。

◇提出された申込書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

【提出書類の記載について】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 「現住所」欄は、棟、号室まで正確に記入してください。

7 合格者の決定及び採用の方法等

(1) 合格者の決定方法

合格者は、面接試験の得点の高い順に決定します。ただし、得点が一定の基準に満たない場合はこの限りではありません。

(2) 履歴書の提出

合格者の方には、採用までに所定の履歴書を提出していただきます。履歴書の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

(3) 採用の方法

合格者に、電話等により採用の意向を確認します。連絡が取れない場合は採用されない場合があります。

なお、合格者の辞退又は取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、面接試験の得点の高い順から繰り上げて採用します。

8 合格者の発表

受験者全員に個別に文書で通知します。

9 試験結果の開示

(1) 本試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、運転免許証、学生証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

(2) 受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人等による開示請求も可能です。

なお、代理人等による開示請求手続等の詳細については、鳥取県教育委員会事務局東部教育局学事担当までお問い合わせください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人、法定代理人又は代理人	得点及び順位	試験結果の発表日から1か月間	鳥取県教育委員会事務局 東部教育局

10 個人情報の取扱い

本試験実施に際して収集する個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。